平成21年第13回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成21年第13回岩手町農業委員会総会は、平成21年５月20日午後１時30分、岩手町３階会議室に招集された。

１、今回総会に提出された議案は、次のとおりである。

（１）議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について

（２）議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について

（３）議案第３号　農業基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

（４）議案第４号　岩手農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

委員第１番　幅　　清　一	委員第10番　千　葉　靜　子
２番　三　浦　新太郎	12番　岩　﨑　　明
３番　岩　舘　修　一	14番　田　中　正　志
４番　武　田　昭　蔵	15番　國　枝　金　一
５番　横　澤　稔　秋	16番　井　戸　ツヨミ
６番　遠　藤　幸　夫	17番　澤　村　勇次郎
７番　黒　澤　金　一	18番　松　本　良　子（会長職務代理者）
９番　三　浦　博　子	（議長）19番　福　島　昭　士（会長）

１、本日の欠席議員は、次のとおりである。

８番　細　野　清　悦　　11番　太　布　光　則

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千　葉　照　雄

農地振興係主幹　　田　村　　寿

副主幹　　八　戸　美和子

副主任　　山　中　寿　行

（午後１時30分開会）

議　　長　ただいまから第13回岩手町農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、本日の欠席通告者は８番、細野清悦委員、11番、太布光則委員であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。

会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。

７番、黒澤金一委員、９番、三浦博子委員のご両名にお願いいたします。

また、書記は事務局　山中副主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります議案４件の提出があります。

お諮りします。議案４件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、議案４件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議案といたします。

別紙のとおり、農地法施行令第１条の２第１項の規定により提出された許可申請について、可否の決定を求める件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　それでは、議案第１号の農地法第３条による農地の賃貸借等について、説明いたします。受付番号は６番、土地の所在は大字久保第＊地割＊番地＊、地目は畑で 3,215 ㎡でございます。借受人が大字土川第＊地割＊番地＊、52 歳男性の方。貸出人は大字一方井第＊地割＊番地＊の 73 歳男性の方でございます。理由につきましては、増反によるものと相手方の要望によるものでございます。借受人の耕作面積が 30,325 ㎡で、耕作者は４名でございます。貸借料は無償となっております。位置図につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。

次に受付番号７番、所有権移転の贈与による申請でございます。土地の所在につきましては、大字江刈内第＊地割＊番地＊ほか５筆で、田が 2,506 ㎡、畑が 4,094 ㎡の合計 6,600 ㎡でございます。借受人は大字江刈内第＊地割＊番地＊、49 歳女性の方でございます。貸出人は大字川口第＊地割＊番地、49 歳男性の方であります。義理の弟から受贈により農業経営を開始したいということでございます。自宅近くの農地を受贈するものでございます。位置図につきましては、４ページの申請位置図をご覧ください。

以上で説明を終わります。

議　　長　議案第１号について説明が終わりました。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第１条の１５第１項の規定により提出された許可申請について、同条第２項の規定により意見の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　５ページをご覧ください。農地法第５条の規定による農地等の所有権移転に関する許可申請承認についてでございます。受付番号が２番。土地の所在は大字川口第＊地割＊番地＊、地目は畑で、面積は 274 ㎡であります。譲受人が大字川口第＊地割＊番地＊、71 歳男性で、譲渡人は大字五日市、54 歳男性の方でございます。転用目的が作業小屋でございます。両人は兄弟でありまして、今回申請地に自家用野菜等を作付しております。農業振興地域整備計画の変更が平成 21 年４月 17 日に済んでおります。位置のほうにつきましては、自宅のすぐ脇となっております。以上説明を終わります。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

５番横澤委員　５番横澤が申し上げます。事務局２名、６番遠藤、９番三浦両委員と現地調査してまいりました。国道４号線を南下するとあります、丹内自動車販売の後側の団地の中の一部であります。申請者自宅の後ろ側になります。周りには特に主だったものがなく、また 20 年度に農振計画の見直しの際にも総会にかけており、転用については問題ないと思われます。終わります。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議　　長　議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議　　長　次に、議案第３号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項に基づき、岩手町長より別紙のとおり策定したい旨の申し出があった平成 21 年度岩手町農用地利用集積計画について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　８ページをご覧いただきたいと思います。受付番号が２番でございます。利用権の設定を受ける者が、大字沼宮内、55 歳男性でございます。次に利用権を設定する者が、大

字久保、74 歳男性の方でございます。利用権を設定する土地の所在は、大字久保第＊地割＊番地と＊番地の２筆。地目は畑でございます。面積は、18,258 ㎡となっております。設定する利用権として平成 21 年５月 20 日から平成 26 年 12 月 31 日までの５年７ヶ月の契約となっております。キャベツ、レタス等を作付したいということでございます。賃借料は 10ａ当り 5,000 円となっております。それから受付番号３番につきましては、利用権の設定を受ける者につきましては、大字土川の 55 歳の男性の方で、利用権を設定する者は大字五日市の男性ですが、この方亡くなっておりますので、相続人の方との利用権を設定するものであります。土地の所在につきましては、大字土川＊地割＊の＊の＊と同じく＊地割＊の＊の２筆、合計 11639.6 ㎡となっております。契約期間が３年７ヶ月、平成 21 年６月１日から平成 24 年 12 月 31 日までとなっております。10ａ当り 20,000 円となっております。利用権の更新でございます。

それから受付番号４番、利用権の設定を受ける者が岩手県農業公社、利用権を設定する者は、大字土川の 56 歳男性の方でございます。土地の所在が大字土川＊地割＊の＊で地目は畑、面積は 3,242 ㎡。同じく土川＊地割＊の＊の畑 3,511 ㎡の計 6,753 ㎡でございます。契約期間が平成 21 年５月 25 日を予定しております。所有権を移転するものでございます。金額につきましては、２筆で総額 2,250,000 円となっております。

９ページは今回の申請に係る利用集積計画となっておりますので、ご参照願います。

場所は 10 ページをご覧ください。受付番号２番の豊岡地区でございます。11 ページと 12 ページは受付番号３番と４番の位置図で、それぞれ鳴沢地内でございます。

以上で説明を終わります。

議　　長　事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。１番幅委員。

１番幅 委 員　受付番号３番の＊さんの小作料が 10ａ当り 20,000 円は高いように思われますが。

18 番松本委員　ここについては、私が相談を受けたので説明いたします。貸し手が 20,000 円という値段を崩さないということで、借主は自宅からも近く面積も大きいため、しょうがないということで借りております。

議　　長　その他ございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第３号　農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　次に、議案第４号岩手農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項の規定に基づき、岩手町長

より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　14 ページとなります。農業振興計画の変更に対するこの方の事業計画の概要であります。番号は１番となります。計画者は土川の男性の方でございます。事業目的は、住宅建設のため農用地を宅地に転用したいということであります。所在地につきましては、大字土川第＊地割＊番地＊、所有者、面積、地目につきましては、資料のとおりでございます。15 ページに農用地区域からの除外に関する検討表ということで、各事項とも除外について適当であると判断するものであります。16 ページについては、関係機関より協議いただいた協議書ということであります。18 ページは位置図でございます。鳴沢地内となっております。

それから、事業計画概要書の２番。計画者は大字川口の男性の方でございます。事業目的は、住宅建設のため農用地を宅地に転用するものでございます。所在地につきましては、大字川口第＊地割＊番地＊で、所有者、面積、地目につきましては、資料のとおりでございます。20 ページをご覧ください。農用地区域からの除外に関する検討表ということで、各事項とも除外について適当であると判断するものであります。

23 ページが位置図となります。相寅瀬集落となっております。以上、説明を終わります。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

５番横澤委員　事務局２名、委員３名と現地調査してまいりました。最初の土川第＊地割のところでございますけれども、鳴沢集落で岩手木材の南側の地域となります。父親の農地の一部を農振を外して家を建てたいということであります。周りは農地でありましたが道路沿いであり、全然害は無いと判断いたします。次に相寅瀬集落のところでありますが、現在住んでいるところが借地のようであり、自分が持っている土地に家を建てたいということであります。東側は山であり、西側は道路に面しております。北側にハウスと倉庫があり、周りに影響が出るような場所でもなく問題ないと判断いたしました。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議　　長　議案第４号について、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とする意見に決定いたしました。

議　　長　この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、第13回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時00分開会）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

７番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

９番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印